

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条の規定による第五種共同漁業権に係る令和四年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

令和四年四月一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 邊 勝 敏

免許番号		漁業権者		魚種名		増殖目標数 kg(尾)						
奈内共第一号	十津川村漁業協同組合	あ	ゆ	二、〇二五（	四〇五、〇〇〇）	あまご	五二三（	一七一、〇〇〇）				
									うなぎ	（	七九二）	
奈内共第二号	十津川村漁業協同組合	こ	い	一八〇（	六、〇〇〇）	ふ	な	七〇（	二、三三三）			
										あ	ゆ	二〇〇（
奈内共第四号	五條市漁業協同組合	あ	ま	ご	一〇七（	一九、〇〇〇）	こ	い	五〇（	一、六六七）		
											ふ	な
奈内共第六号	天川村漁業協同組合	あ	ゆ	一、三六〇（	二七二、〇〇〇）	あまご	三、四〇〇（	三四〇、〇〇〇）	う	なぎ	（	一、〇〇〇）

十四号	奈内共第 十四号	下北山村漁業協同組合	ふ	な	九〇（	三、〇〇〇）
十三号	奈内共第 十三号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	あ	ま ご	八八八（	八九、七〇〇）
十二号	奈内共第 十二号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	う	な ぎ	（	三三三）
十一号	奈内共第 十一号	下北山村漁業協同組合	あ	ゆ	五四〇（	一〇八、〇〇〇）
十号	奈内共第 十号	下北山村漁業協同組合	ふ	な	一〇（	三三三）
九号	奈内共第 九号	天川村漁業協同組合	こ	い	二〇（	六六七）
八号	奈内共第 八号	天川村漁業協同組合	う	な ぎ	（	一、一六七）
七号	奈内共第 七号	天川村漁業協同組合	あ	ま ご	三五二（	七〇、四〇〇）
			あ	ゆ	三四〇（	六八、〇〇〇）
			に	じ ま す	四〇（	）
			こ	い	一〇（	三三三）
			に	じ ま す	八二五（	）
			い	わ な	産卵床造成 二箇所	

奈内共第 十五号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	にじます	二五〇（
奈内共第 十七号	野迫川村漁業協同組合	あまご	四三〇（ 四三、〇〇〇）
奈内共第 十八号	野迫川村漁業協同組合	にじます	一二〇（
奈内共第 十九号	野迫川村漁業協同組合	あまご	四〇（ 四、〇〇〇）
奈内共第 二十号	五條市漁業協同組合	あ ゆ	五五〇（ 一一〇、〇〇〇）
		あまご	二二〇（ 一一、〇〇〇）
		こ い	五〇（ 一、六六七）
奈内共第 二十一号	五條市漁業協同組合	にじます	九〇（
奈内共第 二十二号	吉野漁業協同組合	あ ゆ	二、〇三〇（ 四〇六、〇〇〇）
		こ い	七〇（ 一一、二二三）
		う なぎ	（ 一、〇〇〇）
奈内共第 二十六号	川上村漁業協同組合	あ ゆ	一〇〇（ 二一〇、〇〇〇）
		あまご	五〇〇（ 五〇、〇〇〇）

奈内共第 四十二号	御杖村漁業協同組合	あ	ゆ	九〇（	一八、〇〇〇）
奈内共第 四十三号	布目川漁業協同組合	こ	い	六三〇（	二一、〇〇〇）
奈内共第 四十四号	布目川漁業協同組合	う	なぎ	（	七〇〇）
奈内共第 四十五号	豊里漁業協同組合	あ	ゆ	五〇（	一〇、〇〇〇）
奈内共第 四十六号	室生漁業協同組合	あ	まご	一〇〇（	一〇、〇〇〇）
奈内共第 四十七号	室生漁業協同組合 宇陀川漁業協同組合	こ	い	一五〇（	五、〇〇〇）
奈内共第 四十八号	宇陀川漁業協同組合	ふ	な	二四〇（	八、〇〇〇）
奈内共第 四十九号	曾爾村漁業協同組合	あ	まご	三〇（	六、〇〇〇）
あ	まご	あ	まご	三八〇（	七六、〇〇〇）
あ	まご	あ	まご	一〇〇（	六、〇〇〇）
あ	まご	あ	まご	（	四〇、〇〇〇千粒
あ	まご	あ	まご	二、一〇〇（	七〇、〇〇〇）
あ	まご	あ	まご	（	七〇〇）
あ	まご	あ	まご	二四〇（	）
あ	まご	あ	まご	三五（	三、五〇〇）
あ	まご	あ	まご	九〇（	一八、〇〇〇）

奈内共第 五十八号	室生漁業協同組合 宇陀川漁業協同組合	わかさぎ	二〇、〇〇〇千粒
奈内共第 五十七号	津風呂湖漁業協同組合	わかさぎ	二〇、〇〇〇千粒
奈内共第 五十六号	吉野漁業協同組合	あまご	七〇（七、〇〇〇）
奈内共第 五十五号	五條市漁業協同組合	あゆ	九〇（一八、〇〇〇）
奈内共第 五十四号	白川溜池漁業協同組合	ふな	一五〇（五、〇〇〇）
奈内共第 五十三号	初瀬川水域漁業協同組合	あまご	二四（二、四〇〇）
奈内共第 五十二号	初瀬川水域漁業協同組合	あゆ	三〇（六、〇〇〇）
奈内共第 五十一号	大和川水域河川漁業協同組合	ふな	三〇〇（一〇、〇〇〇）
奈内共第 五十号	御杖村漁業協同組合	あまご	三五（三、五〇〇）
		あゆ	四〇（八、〇〇〇）

※ 「こい」については、令和四年三月三十一日付け奈良県内水面漁場管理委員会告示

第一号により放流等が制限されています。